

地域包括診療加算

地域包括診療料

の研修修了に係る届出書

※届出する区分の口に「✓」記入すること。

医療機関コード番号

受 理 番 号

(地包加) 第 号

(地包診) 第 号

慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師

氏 名	研 修 名 <small>※詳細は、裏面を参照</small>

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の

所在地及び名称

開 設 者

印

(法人の場合は、法人印)

担 当 者 名

連 絡 先

( )

四国厚生支局長 殿

《届出にあたっての注意点》

- 1 当該届出書は、地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における慢性疾患の指導に係る適切な研修（以後「当該研修」という。）を修了した旨を届出するものであるため、連携薬局名の変更など当該施設基準に係るその他の変更等は、通常の届出様式によること。
- 2 当該研修は、継続的に受けている必要があることから、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容を含む20時間以上の研修を届出時から遡って2年の間に受け、2年ごとに届出すること。
- 3 当該研修を、継続的に2年間で通算20時間以上受けていない場合は、施設基準要件を満たさないため施設基準を辞退すること。
- 4 届出にあたっては、当該研修を受講したことを証明する書類を提出すること。

(参考)

地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における慢性疾患の指導に係る適切な研修

- 高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症を含む複数の慢性疾患の指導に係る研修であり、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれ、継続的に2年間で通算20時間以上の研修を修了しているものでなければならない。従って、初回に届出を行ったあとは、2年毎に届出を行うこと。また、原則として、e-ラーニングによる研修の受講は認めない。
- 平成27年2月20日現時点における地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における慢性疾患の指導に係る適切な研修は、日本医師会生涯教育制度に係る研修のみである。
- 日本医師会生涯教育制度に係る研修については、2年間で通算20時間以上の研修を受講すること。  
また、20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていなければならない。さらに、届出にあたっては、当該研修を受講したことを証明する書類を提出すること。  
なお、4つのカリキュラムコード以外の項目については、例外としてe-ラーニングによる受講であっても差し支えない。
- 「日医生涯教育認定証」における届出は、平成26年12月及びそれ以降に発行されたものであること。  
また、「日医生涯教育認定証」による届出は、平成28年3月31日までであるので留意すること。